

徳島県情報公開審査会答申第132号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成24年8月6日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇〇〇〇土地改良区解散請求代表者証明交付申請書に係る聞き取り及び報告に関する関係書類一式」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、次の(1)及び(2)の決定処分を行い、異議申立人に通知した。

- (1) 平成24年8月20日付け農村第3059号による、「〇〇〇〇〇土地改良区解散請求代表者証明交付申請書については土地改良法に基づくものではないため、当該公文書は作成又は取得しておらず、文書が存在しない」ことを理由とする、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）（農村振興課決定）
- (2) 平成24年8月17日付け南総第25169号による、「当該公文書については、作成又は取得しておらず存在しない」ことを理由とする、公文書公開請求拒否決定処分（南部総合県民局農林水産部決定）

3 異議申立て

平成24年8月27日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成24年10月5日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、あきらかに違法であり速やかな開示を求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書の主張によると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

(1) 徳島県公開条例第12条の3項に基づき請求を拒否する。監督官庁に提示した証拠及び公文書書類を確認確定しながら、意図的に情報公開資料を盤回し拒否している。これは正に業務怠慢越権行為である。

(2) 意見書の趣旨

申立人が、土地改良法に基づき提出した書類に対して、口答で3度したと虚偽の報告をしている。請求対象公文書の経緯を明らかにする事で、県の情報隠しと隠蔽工作を、あきらかにする。

(3) 県の理由説明書

申立人が、土地改良法35条に基づき提出した、請求対象公文書を明らかにする事で、其処から導かれた回答である以上、その内容が正しいか、法令遵守の立場から公にする必要がある。

(4) 本件処分の理由等について

ア 条例第8条第2号該当性

任意団体で申立人が、提出した書類であり、正当な利益が害する恐れがあるとの説明する。県は本来監督官庁として各団体を監督検査指導し、公益法人の管理運営指導する立場でありながら、その公益法人の組合員資格内容情報を隠す行為は、同改良区組合員として、不正運営する団体を擁護する行為であり到底認められない。

(5) 結論

法令遵守及びコンプライアンスの観点からも、全て非公開にするのは到底認められないと結論付けする。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

1 本件処分の理由等について

(1) ○○○○○土地改良区（以下「特定土地改良区」という。）に対する指導権限については、南部総合県民局農林水産部（阿南）（以下「南部農林（阿南）」という。）にあり、土地改良法に基づき指導業務を行っているところである。

(2) 本件請求に係る公文書公開請求書では、請求する公文書の件名を「〇〇〇〇〇土地改良区解散請求代表者証明交付申請書に係る聞き取り及び報告に関する関係書類一式」としている。

上記件名記載の聞き取り及び報告については、南部農林（阿南）が本来行うものであるため、公文書公開請求時に農村振興課から南部農林（阿南）に対して、聞き取り及び報告に関する書類について確認を行った。

(3) 南部農林（阿南）は、異議申立人から、特定土地改良区に対し、「〇〇〇〇〇土地改良区解散請求代表者証明交付申請書」（以下「本件申請書」という。）により、土地改良法第24条に規定する総代解職請求を提出したと説明を受けた。

(4) その際、異議申立人から本件申請書の写しの提示を受け、確認したところ、標題が「総代解職請求代表者証明交付申請書」と記載されるべきところが、「〇〇〇〇〇土地改良区解散請求代表者証明交付申請書」と記載されていたこと、記載された条文が違っていたこと等、土地改良法施行令に基づく要件を備えていなかったことから、その旨を異議申立人に説明するとともに、上司に口頭による報告を行った。

(5) 本件申請書は、土地改良法施行令に基づく要件を備えていなかったことから、特定土地改良区に直接聞き取りを行っておらず、また特定土地改良区からの報告もないため、南部農林（阿南）では、「聞き取り及び報告に関する関係書類一式」について作成し、又は取得した事実はない。

(6) 農村振興課に対しては、南部農林（阿南）から電話での口頭による報告が行われたのみである。

農村振興課においては、土地改良法施行令に基づく書類ではなく、また、特定土地改良区に対する指導権限が南部農林（阿南）にあることから、電話連絡を受けた担当者は、このことについて文書を作成する必要は無いと考え、上司に口頭による報告を行ったのみであり、公文書を作成し、又は取得した事実はない。

(7) 以上により、本件請求に係る対象公文書は存在しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る公文書が存在しない旨を主張しているため、以下、実施機関が行った本件処分の妥当性について、検討を行うこととする。

(1) 本件申請書に関する実施機関の説明は、次のとおりである。

ア 特定土地改良区に対する指導権限は、南部農林（阿南）にあり、土地改良法に基づき、指導業務を行っている。

イ 異議申立人から、特定土地改良区に対し、本件申請書により、土地改良法第24条に規定する総代解職請求を提出したと説明を受けた。

しかし、異議申立人から本件申請書の写しの提示を受け、確認したところ、標題が「○○○○○土地改良区解散請求代表者証明交付申請書」と記載されていたこと、記載されている条文が違っていたこと等、土地改良法施行令に基づく要件を備えていなかった。

(2) 上記(1)イのとおり、本件申請書は、土地改良法施行令に基づく要件を備えていなかったことから、南部農林（阿南）においては、特定土地改良区に対して直接聞き取りを行っておらず、また、特定土地改良区からも報告は無かったため、南部農林（阿南）では、「聞き取り及び報告に関する関係書類一式」について作成し、又は取得した事実はないとする実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められない。

(3) 南部農林（阿南）では文書を作成し、又は取得していないため、農村振興課は、南部農林（阿南）から電話で口頭による報告を受けたのみであるとのことである。

農村振興課においては、本件申請書が土地改良法施行令に基づく書類ではなかったこと、また、特定土地改良区に対する指導権限が南部農林（阿南）にあることから、電話連絡を受けた担当者は、このことについて文書を作成する必要は無いと考え、上司に口頭による報告を行ったのみであるため、農村振興課では、「聞き取り及び報告に関する関係書類一式」について作成し、又は取得した事実はないとする実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められない。

(4) 以上のことから、実施機関の行った本件処分は、妥当であると認められる。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容

平成24年10月5日	諮問
11月9日	実施機関からの理由説明書を受理
11月19日	異議申立人からの意見書を受理
平成25年1月24日	審議（第107回審査会）
2月18日	実施機関からの口頭理由説明，審議（第108回審査会）
3月18日	審議（第109回審査会）
4月18日	審議（第110回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

氏名	職業等	備考
井関 佳穂理	公認会計士，税理士	
上原 克之	徳島大学総合科学部准教授	
大道 晋	弁護士	会長職務代理者
古本 奈奈代	徳島文理大学人間生活学部教授	
松尾 博	元徳島新聞社相談役・論説委員長	会長

(五十音順)